

令和8年度前橋市自主防災会防災訓練経費補助金交付要項

令和8年4月1日から適用

取扱担当

前橋市役所防災危機管理課（市議会庁舎3階）

電話 027-898-5935（直通）

027-224-1111（内線2935）

電子メールアドレス kikikanri@city.maebashi.gunma.jp

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

<p>交付目的</p>	<p>市は、自主防災組織及び地区自治会連合会(以下「自主防災会等」という。)の防災活動を活性化するため、自主防災会等が防災訓練を実施する場合に予算の範囲内で訓練にかかる経費の一部を補助することにより、自主防災会等の充実強化を図り、もって市民が安全で安心して暮らせる防災まちづくりに寄与することを目的とします。</p>
<p>内容</p>	<p>補助対象者</p> <p>市内の自主防災会等</p> <p>(1) 自治会単位で設置した自主防災組織</p> <p>(2) 地区自治会連合会</p> <p>○ 暴力団排除に関する要件</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。</p> <p>(2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。</p> <p>(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。</p> <p>(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。</p> <p>(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を提供するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。</p> <p>(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。</p>

<p>交付の対象となる事務（事業）及び対象経費</p>	<p>1 対象となる事業 自主防災会等が実施する防災訓練事業</p> <p>2 補助対象となる訓練経費</p> <table border="1" data-bbox="379 304 1445 1037"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 304 612 353">対象訓練</th> <th data-bbox="612 304 1445 353">補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 353 612 607">全訓練共通</td> <td data-bbox="612 353 1445 607"> ①防災関連啓発用品購入経費 （訓練参加者に対する啓発品、防災マップ、防災啓発パンフレットなど）※防災ラジオは除く ②資料等印刷製本費 ③感染症対策用品購入経費 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 607 612 1037">災害用備蓄資機材等確認訓練</td> <td data-bbox="612 607 1445 1037"> ①資機材等購入経費 （担架、消火用バケツ、消火器、ハンドマイク、発電機、照明器具、ジャッキ、救急セット、リヤカー、炊飯器具、簡易トイレ、テント、ヘルメット、融雪剤、防災倉庫、その他防災訓練に必要な資機材など）※防災ラジオは除く ②備蓄用食糧等購入経費 （自主防災会等が備蓄する非常用備蓄食糧） </td> </tr> </tbody> </table> <p>※補助が可能な物品の例につきましては、別紙を併せてご参照ください。</p>	対象訓練	補助対象経費	全訓練共通	①防災関連啓発用品購入経費 （訓練参加者に対する啓発品、防災マップ、防災啓発パンフレットなど）※防災ラジオは除く ②資料等印刷製本費 ③感染症対策用品購入経費	災害用備蓄資機材等確認訓練	①資機材等購入経費 （担架、消火用バケツ、消火器、ハンドマイク、発電機、照明器具、ジャッキ、救急セット、リヤカー、炊飯器具、簡易トイレ、テント、ヘルメット、融雪剤、防災倉庫、その他防災訓練に必要な資機材など）※防災ラジオは除く ②備蓄用食糧等購入経費 （自主防災会等が備蓄する非常用備蓄食糧）
対象訓練	補助対象経費						
全訓練共通	①防災関連啓発用品購入経費 （訓練参加者に対する啓発品、防災マップ、防災啓発パンフレットなど）※防災ラジオは除く ②資料等印刷製本費 ③感染症対策用品購入経費						
災害用備蓄資機材等確認訓練	①資機材等購入経費 （担架、消火用バケツ、消火器、ハンドマイク、発電機、照明器具、ジャッキ、救急セット、リヤカー、炊飯器具、簡易トイレ、テント、ヘルメット、融雪剤、防災倉庫、その他防災訓練に必要な資機材など）※防災ラジオは除く ②備蓄用食糧等購入経費 （自主防災会等が備蓄する非常用備蓄食糧）						
<p>交付金額</p>	<p>1 補助金交付額の上限は70,000円とします。</p> <p>2 補助率は補助対象経費の7/10とします。</p> <p>3 補助金交付額の百円未満は切捨てとします。</p> <p>4 補助金の交付は、各補助事業者に対して年度内1回までとします。</p> <p>5 訓練内容一覧（別紙）の中から避難行動要支援者に関する訓練を実施した場合、補助金交付額の上限を80,000円に引き上げ、補助率を補助対象経費の8/10とします。</p>						

	<p>交付条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金の交付対象となる防災訓練は、訓練内容一覧（別紙）の中から推奨訓練を含む必要な訓練を実施したものとします。 2 補助金の交付額及び補助率の引き上げ対象となる防災訓練は訓練内容一覧（別紙）の中から推奨訓練に併せ、避難行動要支援者関連訓練を実施したものとします。 3 交付対象となる防災訓練は、訓練参加人数が20人以上のものとなります（世帯数が20世帯未満の自主防災会等の場合は訓練参加人数が5人以上のもの）。 4 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 5 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 6 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この交付要項及び交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。 7 補助対象者は、訓練の実施にあたり、必要な感染症等防止対策を講じなければなりません。
<p>交付 手 続 等</p>	<p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>訓練実施予定日の原則30日前までに、次の書類を提出してください。ただし、5月24日までに訓練を実施する場合はこの限りではありません。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です。（実績報告、請求も同様）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書（様式第1号） 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自主防災会等訓練計画書 (2) 収支予算書 (3) 購入予定物品の見積書の写し（購入予定価格が確認できる見積書に準じる書類と認められるものを含む） <p>【注】 押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>

<p>交付決定の 時期等</p>	<p>申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から14日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により通知します。</p> <p>※交付決定前に購入した資材等は、補助対象となりませんので注意してください。</p>
<p>対象事業等 が、変更、 中止又は廃 止となった 場合の手續</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、変更等の手續が必要となります。 2 変更等を行う前に、変更等承認申請書（様式第3号）を提出し、承認の決定を受けなければなりません。 3 事業を実施した結果、購入資機材等の内容に変更がなく、購入額が計画時の見積額から変更となったことによって補助金交付申請額が変更となる軽易な変更については、軽易変更承認申請書兼実績報告書（様式第5号の2）により変更申請を行い、補助金交付決定額の変更承認を受けなければなりません。
<p>変更等承認 決定の時期 等</p>	<p>変更等承認申請書（様式第3号）または軽易変更承認申請書兼実績報告書（様式第5号の2）を受理した日から14日以内に、承認の可否を決定し、変更等承認通知書（様式第4号）または軽易変更承認兼補助金額交付決定・確定通知書（様式第6号の2）により通知します。</p>
<p>実績報告書 の提出</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業が完了した日から30日以内もしくは令和9年3月31日のうちいずれか早い日までに、次の書類により報告してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 実績報告書（様式第5号） (2) 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・収支決算書 ・防災訓練に係る経費の領収書の写し ・防災訓練の写真（補助金による購入物品及び訓練参加者数が推計できる写真を含む4～5カット） 2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、14日以内に補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）により通知します。
<p>請求の方法</p>	<p>補助金額確定後、次の書類により請求してください。 補助金交付請求書（様式第7号）</p> <p>請求後、内容を審査の上、支払います。</p>

	<p>交付決定の 取消し又は 補助金の返 還</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は、一部が取り消されます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 補助金を他の用途に使用したとき。 (3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 次の場合は、指定された期限までに補助金を返還しなければなりません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取消しに係る部分の金額。 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合、超える部分の金額。
<p>様 式</p>	<p>申請書等の 書式</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書（様式第1号） 2 交付決定通知書（様式第2号） 3 変更等承認申請書（様式第3号） 4 変更等承認通知書（様式第4号） 5 実績報告書（様式第5号） 6 軽易変更承認申請書兼実績報告書（様式第5号の2） 7 補助金額確定通知書（様式第6号） 8 軽易変更承認兼補助金額交付決定・確定通知書（様式第6号の2） 9 補助金交付請求書(様式第7号)

補助対象防災資機材例

区分	物品名
情報収集、伝達資機材	ハンドマイク、トランシーバー（免許申請、通信等に係る費用は除く）、拡声器など
消火活動資機材	消火器、消火用バケツ など
水防活動資機材	防水シート、シャベル、つるはし、スコップ など
救出活動資機材	ヘルメット、防塵メガネ、懐中電灯、大バール、大ハンマー、ロープ、チェーンソー、ノコギリ、ジャッキ、リヤカー、救命ボート、救命胴衣 など
救護活動資機材	担架、救急セット、毛布、シート、AED（リース期間が複数年度にわたる場合は当該年度分のリース料金とする） など
避難誘導資機材	懐中電灯、警笛 など
避難所設備資機材	スポットクーラー（多人数に対応可能かつ非常用発電機等を備えている場合に限る）、発電機、組立式テント、簡易トイレ、間仕切り、投光器、簡易ベッド、ブルーシート など
避難所生活資機材	炊飯装置（多人数に対応可能かつ非常用発電機等を備えている場合に限る）、給水タンク、緊急用ろ過装置、テント など
備蓄用食糧	アルファ米、缶詰、レトルト食品、長期保存水 など
その他資機材	防災倉庫、防災上有効なものとして市長が認めるもの

訓練内容一覧

区分	実施項目
推奨訓練 (次のうち1つ以上の訓練を実施)	1 防災講話(避難所の概要、開設・運営、避難行動要支援者)
	2 指定避難所参集訓練(避難経路確認、又は現地確認)
	3 風水害マイタイムライン作成訓練(時系列の避難行動計画の作成)
	4 災害情報収集訓練(災害時情報収集に関する講話、ひろメール登録)
	5 指定避難所開設・運営訓練
任意訓練 (必要に応じて実施) ※補助金の交付を受ける場合は関係訓練を必ず実施	1 災害用備蓄資機材等確認訓練 (備蓄場所及び備蓄内容の確認、備蓄資機材の使用法確認)
	2 座学講習訓練(自然災害の特徴、気象・日頃の備えなど)
	3 災害体験訓練(地震体験車の利用、又は煙体験など)
	4 図上訓練 (災害図上訓練(DIG)、指定避難所運営図上訓練(HUG)、地域の危険箇所確認・マップ作成)
	5 初期消火訓練(水消火器、又はバケツリレー)
	6 応急救護関係座学(救命処置に関する知識の確認)
避難行動要支援者関連訓練 ※補助金の交付率及び交付額引き上げの対象となる訓練	1 避難行動要支援者移送訓練(車いすやリヤカー、自動車等での指定避難所への移送)
	2 避難行動要支援者の避難経路等図上確認
	3 個別支援計画の更新
	4 避難行動要支援者への対応訓練(情報伝達、支援体制の確認など図上訓練を含む)。

※「避難行動要支援者」とは

「避難行動要支援者」とは妊産婦・乳幼児・高齢者・外国人・障害のある方など、災害時に自力での避難が難しく、逃げ遅れなどにより犠牲となるリスクが高い方のことです。

前橋市には、上記該当者が申請できる避難行動要支援者制度という制度があります。また、本制度登録者一人ひとりに、災害発生時の避難先や健康状態、障害の有無など、避難に必要となる支援についてあらかじめ作成された「個別支援計画」と呼ばれる計画が作成されています。本制度に登録されている方がいる自治会につきましては、自治会長宛に名簿及び個別支援計画を送付しておりますので、訓練時の計画立案や支援計画の更新にご活用ください。

本制度への登録者がいない自治会につきましても、自治会内に避難行動要支援者と思われる方がいる場合には避難行動要支援者に関連する訓練を実施することで、補助金交付率及び交付額の引き上げの対象となります。自治会（自主防災会を含む。）で本制度登録者以外の方の個人情報や支援計画を共有する場合は、本人やご家族等に同意を得たうえで共有を図るようにしてください。